令和４・５年度一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可申請について

１　受付期間

令和４年２月３日（木）～令和４年２月２２日（火）土日及び祝祭日を除く
午前８時３０分～午後５時１５分まで
申請日が決まり次第、環境経済課まで**事前連絡の上、持参**をお願いします。

２　申請書類

提出書類一覧（別紙）を参照のうえ１部提出
環境経済課窓口まで持参ください。**（郵送不可）**
※申請に必要な書類が提出できない場合は受付できません。

３　注意事項

・松伏町内に主たる事務所又は営業所及び車庫を有すること。
・許可の対象は事業系一般廃棄物及び浄化槽汚泥の収集運搬を業とするものとする。
・車両の左右に業者名、松伏町許可、事業系ごみ収集車または浄化槽の文字を明記すること。（マグネット不可）
・他市町村または産業廃棄物処理業の許可を受けた車両を重複して使用しないこと。
・廃棄物の処分先は次のとおりとする。

事業系可燃ごみ	東埼玉資源環境組合第一工場
浄化槽汚泥	東埼玉資源環境組合第二工場

※ただし再生利用が可能なもの（特に紙類）については、再生利用を行うことが確実であると認められるものに引き渡すこと。
・町が実施するごみ減量化の施策に積極的に協力すること。
・東埼玉資源環境組合が実施する内容物調査において、産業廃棄物として認定され、持ち帰りを指示されたごみの排出元の事業者には次回から、収集について十分注意を払うこと。

４　許可基準

〇別添取り扱い要領による
※地域（場所）を限定して許可を受けている場合は、松伏町全域許可への申請はできません。

５　許可期間

令和４年４月１日から令和６年３月３１日まで
（２０２２年４月１日から２０２４年３月３１日まで）

６　申請手数料

審査後、許可証交付時に納める。
・一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料　　２，０００円
・浄化槽清掃業許可申請手数料　　２，０００円